許可番号　第０１２００１７５２５１号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　大阪府大阪市北区本庄西三丁目２番２０号

氏　名　株式会社 ハニー・ビー
　　代表取締役　松本　憲信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事　熊　谷　　俊　人

許可の年月日　　令和 7 年 7 月29日

許可の有効年月日　　令和１２年 6 月１５日

１．事業の範囲
(1) 事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類
ア 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く），イ 木くず，ウ ゴムくず，エ 金属くず（自動車等破砕物を除く），オ ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。
※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については，それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

２．許可の条件
な　し

３．許可の更新又は変更の状況
平成 27 年 6 月 16 日　　新規許可
令和 7 年 7 月 29 日　　更新許可・変更届（政令使用人変更）

４．積替え許可の有無　　~~有~~・無
（積替え許可を有している場合においては，市名及び許可番号を記載すること。）

５．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~・無

備考
市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。

千葉県廃指令第１２号の６１４

大阪府大阪市北区本庄西三丁目２番２０号
株式会社 ハニー・ビー
代表取締役　松本　憲信

令和 ７ 年 ５ 月２８日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の規定により下記のとおり許可する。

令和 ７ 年 ７ 月２９日

千葉県知事　熊　谷　　俊　人

記

１　事業の範囲
(1) 事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）
(2) 廃棄物の種類
ア 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く），イ 木くず，ウ ゴムくず，エ 金属くず（自動車等破砕物を除く），オ ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。
※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については，それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。
２　許可の有効期間
令和 ７ 年 ７ 月２９日から令和１２年 ６ 月１５日まで
３　許可の条件
な　し
４　注意事項
(1) 許可証は，事務所又は事業所内の公衆の見やすい場所に掲示しておくこと。
(2) 許可証を亡失又はき損したときは，直ちに届け出ること。

（教　示）
１　この処分に不服がある場合には，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に，環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても，この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
２　この処分については，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に，千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても，この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし，上記１の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に，処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても，当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。